

平成 24 年度 議会運営委員会 行政視察報告書

1 視察日

平成 24 年 11 月 1～2 日 (木・金)

2 参加委員

瀧澤逸男(議長)、武藤正信(委員長)、塚田隆敏(副委員長)
波多野一夫、中川幹太、上野公悦、上松和子、江口修一、近藤彰治

3 視察先

小布施町議会、
四日市市議会

4 テーマ等

通年議会の取り組みについて

5 現状等 (社会情勢、当市・他市の状況、問題点など)

平成 24 年に地方自治法の議会に関する条項が改正された。なお、これまでの議会の会議の種類は、地方自治法 102 条により定例会と臨時会の 2 種類が規定され、会期制のみを採用していた。

法改正の理由としては

他に職を有するものが参加しにくい状況にあり、議会が多様な層の幅広い住民の意見を反映しづらい恐れがあること。

積極的な政策提言を行うための十分な時間が確保されていない恐れがあること。

閉会中に重要な議案を市長が専決処分しているものがあり、議会のチェック機能が十分に働かない恐れがあること。

改正内容としては

通年議会の会期は、原則として条例で定める日から翌年の当該日の前日までの 1 年を会期とするものであること。

通年議会の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める必要があること。

長等の議場への出席義務については、定例日または議案の審議に限定されること。

長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されること。

長等に議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼさないよう配慮すること。

このような地方自治法の改正が行われたことを受け、全国で通年議会の導入の検討を始める議会も増えてきたことから、すでに通年議会を取り組んでいる議会の実態を調査・研究することが必要と考え、2 日間にわたって行政視察をすることとした。

6 視察概要

小布施町および四日市市における議会改革の中で、通年議会を視察研修する

①小布施町議会

小布施町議会は、平成 22 年 3 月から通年議会を実施した。議会の会期を約 1 年間とするもので、今まで議会の委員会が行う審査や調査は、閉会中に実施する場合にはあらかじめ本会で承認したものしか行えなかったものが、通年議会とすることで、制限なしに通年議会会期中であれば、自由に行うことができるようになった。

また、住民からの請願書や陳情書は、提出された時点から概ね 7 日以内に委員会で審査（小布施町では政策立案常任委員会）し、本会議で決することができ、その処理時間は極めて短時間となった。臨時議会も招集などの手続きをすることなく議会を開催することができるようになった。

平成 22 年度の小布施町議会開催状況（会期は平成 22 年 3 月 26 日～平成 23 年 4 月 29 日までの 400 日間）は、3 月会議（3 月 26 日～4 月 6 日）は 12 日間（会議日数は 4 日間）、5 月会議（5 月 25 日～6 月 17 日）は 24 日間（会議日数は 7 日間）、9 月会議（9 月 6 日～22 日）は 17 日間（会議日数は 7 日間）、12 月会議（12 月 6 日～16 日）は 11 日間（会議日数は 6 日間）、平成 23 年 3 月会議（3 月 7 日～23 日）は 17 日間（会議日数は 7 日間）となっており、その他当議会で臨時議会に当たる会議は、この間に 6 回あり、審議期間はそれぞれ 1 日間（会議日数も同様 1 日間）で、特別に通年議会制度を導入したからといって、格別多くなったというわけではない。

②四日市市議会

昨年 5 月から通年議会を実施し、今年の 4 月 22 日に閉会した。試行錯誤の 1 年だったが多くの成果が得られたようだ。委員会審査が増え、議会報告会では市民から厳しい批判にもさらされたようだが、議会や議員の説明責任が果たせるようになったとのこと。しかしながら、政策の具現化や職員の負担増などの課題も多く見えてきたようだ。

また、これまでになかった緊急議会を、3 月 30 日に開催し、国の税制改正に伴う条例改正を本会議で議決。従来は市長が専決処分してものを、議決が本来のあるべき姿と議会側が主張したもの。議会では、初年度の開催は 1 日だけだったが大きな一歩だったと捉えている。

市長が持っている議会召集権を実質的に議長も得たことで、重要案件発生や国への意見書提出などで、議会側で審議が必要と判断すれば、通年議会であるためいつでも開けるといふ、議会側の利点が一つ増えた。

常任委員会の審査日数は、通年議会前までは夏季休会中に 2 度開く程度だったが、通年議会後は 1.5 倍以上に増えた。これは正副委員長が自由にテーマを設定し、参考人を招いた勉強会の実施を可能にしたことも影響していると思われる。こうした

審査結果は、新たに始めた議会報告会で市民に説明している。各議員に市民の勤務評定がつき、3回実施した議会報告会では厳しい批判を浴びた議員もいたという。議会報告会での市民意見や要望を、議会としてどう処理するかも難しい課題の一つ。意見や要望を検証し、議員提出も含めた条例化や政策実現に向けたプロセス策定には至っていないため、市民からは、「以前言ったのに議会は何もしていない」と言われかねない状況にあるとのこと。

また、活発化した議員間トークで、議論が平行線をたどった際、どこで着地させるか、委員長の采配が大変である。

議会事務局職員は残業も含め、大きな負担の増となる。仕事量は2～3倍に増えたと言っていた。

通 年 議 会

平成23年3月制定の四日市市議会基本条例の制定に基づき導入。同年5月17日から翌年4月27日の会期347日間は例年の3倍に近い日数だが、本会議は28日間とほぼ変わらなかった。

なお、会期が5月半ばから4月終わりという会期の設定は、議員の任期が4月30日までであるということで、議会人事を考慮した中での設定である。

議 会 改 革

説明に沿って報告をする。

常任委員会：委員会によるが、月に平均3～4回。急な課題が出てきた場合に開催する。

代表質問：当初予算のときだけ年1回としている。なお、市長が改選されて当選した際、所信表明が行われるときにも認められている。

反問権：理事者側は自由に反問することができる。議長の許可を取ることが通常であるが、許可は要らないこととしている。今まで明快な反問権の行使は確認されていないが、質問の趣旨等を聞き直す部分はあった。

専決処分：地方自治法179条での専決はない。また、その条項で開催することはできない。地方自治法180条の専決処分は残されている。交通事故等の専決処分は残されている。

見えない経費の算定：通年議会になると、年間予算を設定する場合に議員の費用弁償等の算出が難しい場合が出てくるが、それについては委員会1回の開催につき、以前は6,000円という設定もしていたが、現在は実費の交通費のみの支給としているため、増加した部分はその措置で間に合っている。

議会報：議会事務局が作成。その係りも議会事務局の中で職員を充てている。以前よりもページ数が膨らむ傾向にある。個人評決・討論の部分も掲載するようになった。

委員会における理事者側の出席：少ない人数での出席ということで、答弁者のみということが多い。それは行政側の執行に差し支えないことが大切であるため。

7 所 感

上越市議会では、平成 22 年 11 月に議会基本条例が制定され、2 年余りが経過しているが、小布施町では制定されていなかったものの四日市市では、昨年 3 月に制定されている。我々もこの議会基本条例に従って議会改革を推し進めており、広報広聴委員会を中心とした活動においては四日市市議会に劣っているとは思わないが、この議会基本条例制定後、すぐに通年議会を採用した四日市市議会は、議会改革において勝るとも劣らない状況にあると考えます。全国の市議会の中で、最初に通年議会を取り入れた四日市市議会を視察し、また、全国で 5 番目の取り組みをした小布施町も参考にしながら、地方自治法の改正もあり、すぐにとはいかないまでも「もう少し研究を重ね、上越市議会でも通年議会に取り組んでいかなければいけない。」と感じた。

8 メリット・デメリット

メリット

- 請願や陳情の対応のスピード感。
- 災害等の発生時の対応が早い。
- 住民の声を聞きやすくなる。(通年議会となるため)
- 首長の専決処分の減少。(当市の状況で、今までの専決処分を全て審議することは困難と思われる)
- 審議の時機を逸することの減少。
- 議会が主体的に審議日程を決めることができる。
- 議員間の議論が活発になり、市・議会との緊張感が増す。

デメリット

- 財政状況の厳しい当市にとって職員の負担が増す。職員が減る中で市民に対するサービスを落とさないよう配慮する。
- 委員会審査が多くなることで、空いている日時の確保が大変。過去の年間予定がある中で、開催予定日以外の委員会の開催が、非常に困難と思われる。議員の全員出席調整をもしなくてはいけなく、議員自体の意識改革も重要になる。
- 所管事務調査の回数も増えていき、委員長の考え等で委員会の格差が出てくるのではないだろうか。
- 議会事務局員の残業等、過度な負担増や議事録作成、視察対応等も考えると以前の仕事量の二、三倍増えるものと思われる。